

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県鴨川市平塚2717番地
氏名 株式会社日美産業
代表取締役 山本 隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



千葉県知事 鈴木 栄 治

許可年月日 令和2年6月5日

許可の有効年月日 令和7年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮梱包による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 木くず, (イ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く),

(ウ) 金属くず (自動車等破砕物を除く), (エ) がれき類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮梱包による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く), (イ) 紙くず, (ウ) 繊維くず (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理は, 午前8時から午後5時までの間の8時間とし, 建屋等の維持管理を徹底することにより, 騒音及び振動の抑制対策を講ずること。

(2) 産業廃棄物の破碎処理により発生する粉じんについては, 建屋の維持管理及び散水を適切に実施することにより周辺への飛散を防止すること。

(3) 産業廃棄物の保管に当たっては, 適切に梱包等を行い, 飛散を防止すること。

(続 く)

(許可証の続き)

(4) 木くずの破砕施設（第13-5-1-79号）については、産業廃棄物処分業許可申請書に添付された「全体機器配置計画図」に示されている破砕機の設置位置以外の場所で、産業廃棄物の処理を行わないこと。

- 4 許可の更新又は変更の状況
昭和61年7月14日 新規許可
令和2年6月5日 更新許可
- 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

災害特措法に基づき更新前許可の有効年月日は令和2年3月31日。

(以下余白)



事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くずの破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成13年11月9日, 第13-5-1-79号)	木くず (3 t/時×8 時間) (平成14年10月21日)	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部, 字奥2704番1 の一部, 字奥2704番4 の一部
木くずの破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成13年11月9日, 第13-5-1-80号)	木くず (1 t/時×8 時間) (平成14年10月21日)	1	
がれき類, ガラスくず, コン クリートくず及び陶磁器く ず, 金属くずの設 破 (施行令第7条第8号の2) (平成13年11月9日, 第13-5-1-81号)	がれき類 188 t/日 (23.5 t/時×8 時間) ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 75 t/日 (9.4 t/時×8 時間) 金属くず 44 t/日 (5.5 t/時×8 時間) (平成14年10月21日)	1	
蛍光ランプの破碎施設	蛍光ランプ (0.75 t/時×8 時間) (平成14年10月21日)	1	
圧縮梱包施設	廃プラスチック類 3.6 t/日 (0.45 t/時×8 時間) 紙くず 2.4 t/日 (0.3 t/時×8 時間) 繊維くず 1.6 t/日 (0.2 t/時×8 時間) (平成14年10月21日)	1	
木くず	33 m ² 41 m ³	1	
ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず	6.2 m ² 7.9 m ³	1	
がれき類 (金属くずを含む。)	7.8 m ² 9.9 m ³	1	
廃プラスチック類	60 m ² 118 m ³	1	
金属くず	6.5 m ² 8.8 m ³	1	
蛍光ランプ	2.4 m ² 2.9 m ³	1	

(以下余白)

事業の用に供する全ての施設

施設 (許可年月日及び許可番号)	施設の種類	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前物保管施設	繊維くず(豊)	6.0 m ² 5.8 m ³	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部, 字奥2704番1 の一部, 字奥2704番4 の一部
	ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず (石膏ボード)	6.5 m ² 8.9 m ³	1	
	紙	3.9 m ² 2.9 m ³	1	
	繊維くず	2.3 m ² 2.6 m ³	1	
	木くず, ガラスくず, コ ンクリートくず及び陶 磁器くず, がれき類, 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, 石膏ボード, 金属くず (単品に限る。)	20 m ² 16 m ³	1	
	木 (チップ)	55 m ² 144 m ³	1	
	木 (おが)	39 m ² 74 m ³	1	
	ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず (石膏ボード)	8.0 m ² 16 m ³	1	
	がれき類	8.0 m ² 11 m ³	1	
	蛍光ランプ	5.0 m ² 4.0 m ³	1	
	紙	4.1 m ² 4.3 m ³	1	
	繊維くず	2.1 m ² 2.6 m ³	1	
	金属くず	5.0 m ² 4.0 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設 (許可年月日及び許可番号)	種類	処理能力又は (設置年月日)	保管量	数量	設置場所
処理後物	木くず, ガラスくず, コ ンクリートくず及び陶 磁器くず, がれき類, 廃プラスチック類, 紙くず, 繊維くず, 石膏ボード, 金属くず (単品に限る。)	33 m ² 24 m ³	33 m ² 24 m ³	1	千葉県鴨川市平塚 字長谷 2687番9 の一部, 字奥2704番1 の一部, 字奥2704番4 の一部
保管施設	廃プラスチック類	13 m ² 25 m ³	13 m ² 25 m ³	1	
施設	ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず	6.5 m ² 8.9 m ³	6.5 m ² 8.9 m ³	1	

(以下余白)

